

総会

配布：一般

2013年6月4日

第67会期

議事日程議題 33

2013年5月15日に総会により採択された決議

[主要委員会への付託なし (A/67/L.63 and Add.1)]

67/262 シリア・アラブ共和国における状況

総会は、

2011年12月19日の66/176、2012年2月16日の66/253A、2012年8月3日の66/253Bおよび2012年12月20日の67/183の総会諸決議並びに2011年4月29日のS-16/1¹、2011年8月23日のS-17/1¹、2011年12月2日のS-18/1²、2012年3月1日の19/1³、2012年3月23日の19/22³、2012年6月1日のS-19/1⁴、2012年7月6日の20/22⁵、2012年9月28日の21/26⁶および2013年3月22日の22/24の人権理事会諸決議を想起し、

2012年4月14日の2042 (2012) および2012年4月21日の2043 (2012) の安全保障理事会諸決議もまた想起し、

シリア・アラブ共和国の状況に関するアラブ連盟の全ての諸決議、とりわけその中で同連盟が、シリア領域の大部分で段階的に拡大する暴力と殺害および犠牲者の数を著しく増やし、シリア国の

¹ 総会公式記録、第66会期、補遺 No.53 (A/66/53)第I章を見よ。

² 同書、付録 No.53B および訂正 (A/66/53/Add.2 and Corr.1)、第II章。

³ 同書、第67会期、補遺 No. 53 および訂正 (A/67/53 and Corr.1)、第III章、A節。

⁴ 同書、第V章。

⁵ 同書、第IV章、A節。

⁶ 同書、補遺 No.53A (A/67/53/Add.1)、第III章。

崩壊を導くことをこのように脅かしている恐ろしい大虐殺の対象となってきた子どもと女性を標的とし、また同地域の安全、平和および安定を危険にする暴力から逃れるシリア・アラブ共和国内での人の移送と多数のシリア人の隣国への流入の原因となってきた、近隣地や人の住む地区を爆破するために重火器、軍用機とスカッドミサイルを用いているシリア当局による深刻な人権侵害の継続の故にシリア・アラブ共和国における非常に重大な状況をよく調べた、2013年3月6日の決議7595、を更に想起し、

その中でイスラム協力機構が、移行計画のすぐの実施および法、市民権並びに基本的自由に基づいて平等である、社会的多元性および民主的且つ文民的な制度に基づく新しいシリア国家の建設を許与する平和的制度の策定を呼びかけた、シリア・アラブ共和国における人権状況に関する2012年8月15日の同機構決議2/4-EX(IS)を想起し、

シリア・アラブ共和国における継続している暴力の段階的拡大、とりわけ継続した広範な且つ組織的な人権の甚だしい侵害およびシリア住民に対するシリア当局による弾道ミサイルやクラスター弾の無差別使用のような重火器や空爆の継続した使用に関与するものを含む、国際人道法の違反並びにシリア・アラブ共和国政府がその住民を守ることが出来ていないことに深刻な懸念を表明し、

2013年2月12日に国際連合人権高等弁務官により報告された⁷ように、シリア・アラブ共和国において少なくとも70,000名の犠牲者という急速に増加している死者数に憤りを表明し、

人道に対する罪がシリア・アラブ共和国内で犯されたようであるとの人権理事会および安全保障理事会に対して国際連合人権高等弁務官によりなされた声明を想起し、シリア当局がそのような重大な違反を起訴することに失敗したことを強調し、また状況を国際刑事裁判所に付託するという安全保障理事会に対する人権高等弁務官による度重なる勧奨に留意し、

シリア・アラブ共和国に関する国際的な独立審査委員会の職務権限の延長を歓迎し、そしてシリア・アラブ共和国政府の同委員会との協力が欠けていること、とりわけシリア・アラブ共和国に対する同委員会委員の立ち入りの執拗な拒否を深く遺憾に思い、

⁷ S/PV.6917 を見よ。

子どもがシリア陸軍、情報部隊およびシャビハ民兵を含む政府軍により実行された軍事作戦の犠牲者の中にいること、また子どもが殺害や傷害、恣意的な逮捕、拘禁、拷問、虐待並びに性的暴力の犠牲者でありまた国際法に違反して人間の楯として用いられまた勧誘されそして敵対行為の実施において使用されたことという、シリア・アラブ共和国における子どもに対する重大な違反の発生に懸念を表明し、全ての当事者が、シリア・アラブ共和国におけるあらゆる地区への子どもと武力紛争担当事務総長特別代表の完全な且つ拘束を受けない立ち入りを認めることを要求しつつ同地域に二度目の訪問をするという同代表の意図を歓迎し、そして近隣諸国に対し同代表にあらゆる必要な援助を提供することを求め、

差別、性的および他の身体的虐待、プライバシーの侵害並びにその男性の親類に従うことを強制することを含む、強制捜査の際の恣意的逮捕と勾留の対象となっていることを含む、シリア・アラブ共和国における女性の脆弱な状況についてもまた懸念を表明し、そのような性的およびジェンダーに基づく暴力は戦争犯罪や人道に対する罪に相当する可能性があることを想起し、そしてこれらの違反と虐待を調査するためシリア・アラブ共和国を訪問するという紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表の意図を歓迎し、

全ての恣意的に勾留された者を釈放し勾留者の人道的な取扱を確保する目的で関連する人道機関に対し勾留センターへの立ち入りを認めることをシリア当局が怠ることを遺憾に思い、

人道的状況の更なる悪化および戦闘の影響を受けたあらゆる地区への人道的援助の安全且つ時宜を得た提供の確保ができないこともまた遺憾に思い、

極端な暴力の結果として逃がれた 100 万以上の難民および数百万の国内避難民に深い懸念を表明し、

これらの諸国、特にヨルダン、レバノン、トルコ、イラクおよびエジプトにおける大規模な難民人口の存在の社会経済的結果を認識しつつ、シリア難民を受け入れる隣国および同地域の他国の取組を歓迎し、また加盟国に対し、責任分担原則に基づき、国際連合難民高等弁務官事務所と調整して、シリア難民を受け入れることを求め、

加盟国、特に地域諸国により、既に提供された人道努力に対する拠出金もまた歓迎し、そしてシリア人道対応計画および地域的な難民対応に対する財政的支援を提供する緊急の必要性を想起し、

シリアの一般住民に対して保護を提供する方法と手段を求める総会の決意を表明し、

化学若しくは生物兵器を使用するというシリア当局による脅威およびそのような兵器の使用が報告されたという申し立てに深刻な懸念を表明しそしてシリア・アラブ共和国におけるそれらの使用のあらゆる申し立てを調査するという事務総長の決定を歓迎し、

シリア・アラブ共和国における状況を平和的に解決するための最善の機会を示す政治的移行に関する迅速な進展を強調し、事務総長、国際連合およびアラブ連盟のシリア担当合同特使、および危機に対する政治的解決に到達することを目的としたあらゆる外交努力の関与に対する総会の支持を再確認し、国際連合憲章第八章に定められたように国際の平和および安全の維持における地域的なまた準地域的な機構の役割もまた再確認し、そしてシリア・アラブ共和国における状況に対処するアラブ連盟の関連する諸決議を歓迎し、

シリアの友人たちのあらゆる会合、とりわけ参加者が、シリア国民の合法的代表としてシリア革命および反体制勢力国民連合を認めた、2012年12月12日に、モロッコの、マラケッシュで開催された第4回閣僚会合を想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全並びに憲章の諸原則に対する総会の強い公約を再確認し、

全ての加盟国は、その国際関係において、武力による威嚇または武力の行使を、いかなる国の領土保全または政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎まなければならないことを想起し、

憲章の目的と原則、世界人権宣言⁸および市民的及び政治的権利に関する国際規約⁹を含む関連する国際人権法を再確認し、そして人権および基本的自由を守るシリア・アラブ共和国の義務を想起し、

国際人道法および人権

1. 戦車および航空機からの無差別な砲撃を含む重兵器のシリア当局による使用並びに人口密集地に対する戦術ミサイルおよび他の無差別兵器の使用並びにクラスター弾の使用において継続した段階的拡大を強く非難する。

2. シリア当局および政府と協力関係にあるシャビハ民兵による、重兵器、空爆そして文民に対する他の武力の使用、学校、病院および礼拝場所、大虐殺、恣意的な処刑、裁判外の殺害、反体制派、人権擁護者およびジャーナリストの殺害と迫害、恣意的な拘禁、強制的な失踪、国際法に違反した敵対行為の実施における子どもの勧誘と使用を含む子どもの権利の侵害、医学的治療に対するアクセスの不法な介入、医学要員の尊重と保護の欠如、虐待、勾留中のレイプを含む組織的な性的暴力および子どもに対するものを含む虐待に関係するもののような国際人道法のあらゆる違反および人権と基本的自由の継続した広範な且つ組織的な甚だしい違反並びに反政府武装集団によるどんな人権侵害若しくは国際人道法違反でも強く非難する。

3. その由来にかかわらず、あらゆる暴力を非難し、そして全ての当事者に対し、テロ行為および派閥の緊張を助長し得る暴力または脅迫の行為を含む、あらゆる形態の暴力に直ちに終止符を打つことまた国際人道法を含む国際法の下でのその義務を厳格に遵守することを求める。

4. 全ての当事者が、文民に対する攻撃に関係するものを含む、あらゆる国際人道法の違反に直ちに終止符を打つことを要求し、シリア当局があらゆる国際人権法の違反を直ちに終わらせそして住民を保護するその責任を果たした女性と女兒の権利と保護に適用可能な国際法および児童の権利条約¹⁰を含む適用可能な国際法の下でのその義務を完全に遵守することをまた要求し、紛争の全ての当事者に対しその各々の命令系統を通して性的暴力に対する明確な命令を出すことおよ

⁸ 決議 217A (III)。

⁹ 決議 2200A (XXI)、添付文書を見よ。

¹⁰ 国際連合、条約集、第 1577 巻、No.27531。

び性的暴力の実行者の責任を問うため調査を行うことを求め、全ての当事者に対し、利用可能なサービスに対する性的暴力の生存者の迅速なアクセスを促進することも求め、そして資金供与者に対し、生存者の健康上の、心理社会的なおよび保護的な必要性に対処するサービスを支援することを促す。

5. シリア当局が、シリアメディアと表現の自由センターの構成員を含む、全ての恣意的に勾留された人々を直ちに釈放し、全ての勾留施設の一覧表を公表し、勾留の条件が適用可能な国際法を遵守することを確保し、そして全ての勾留施設に独立監視員の立ち入りを直ちに許すことを要求する。

6. 隣国の文民並びにシリア難民の犠牲者と負傷者をもたらした、隣国へのシリア陸軍による砲撃並びに銃撃を強く非難し、そのような出来事は国際法に違反したことを強調し、シリアの隣国の安全および地域の平和と安定に対するシリア・アラブ共和国における危機の深刻な脅威、並びに国際の平和および安全に対するその深刻な見通しを強調し、またシリア・アラブ共和国政府に対し、隣国の主権を尊重しまたこれに関連するその国際的義務を果たすことを求める。

7. シリア当局が、国際的な独立調査委員会およびその代表として活動している個人に、直ちに、完全且つ拘束を受けない入国とシリア・アラブ共和国の全ての地区への立ち入りを認めることを要求し、そして全ての当事者が、2011年3月以降の全ての申し立てられた国際人権法違反を調査するその職務権限の遂行において調査委員会と並びに他の国際連合特別手続と十分に協力することをまた要求し、また調査委員会に対し、シリア・アラブ共和国における人権状況について総会に要点を話すことを招請する。

8. 説明責任を確保することおよび刑事責任の免除を終わらせそして国際連合人権高等弁務官により勧告されたように、戦争犯罪と人道に対する罪に相当する可能性がある者を含む、国際人道法の重大な違反と国際人権法の重大な違反に対して責任を有する全ての者の責任を問う必要性を再び強調する。

9. 安全保障理事会に対し、これに関連した適切な措置を審議することを奨励する。

10. 広範囲の、包括的なそして信頼に足る協議の基礎に基づき、シリア国民は、国際法により提供される枠内でまた補完の原則に基づいて、和解、真理および甚だしい違反の説明責任を達成する国の過程と手続並びに犠牲者に対する賠償と効果的な救済を決定すべきであることの重要性を強調する。

11. シリア当局が、2004年4月28日の安全保障理事会決議1540および1925年6月17日にジュネーブで署名された、窒素性ガス、毒性ガス又はこれらに類するガス及び細菌学的手段の戦争における禁止に関する議定書¹¹を含む、化学および生物兵器に関する国際法の下でのその義務を厳格に遵守することを要求し、そしてまたシリア当局が、どんな化学および生物兵器若しくはどんな関連物資をも使用すること若しくは非国家主体に移転することを慎むこと、またシリア当局があらゆる化学および生物兵器並びにどんな関連物資の理由をも説明するまた厳重に保管するその義務を果たすことも要求する。

12. シリア当局が、化学兵器のあらゆる申し立てられた使用に対する事務総長の調査に対し、十分且つ拘束を受けない立ち入りを認めることをまた要求し、そして全ての当事者に対し、この調査に協力することを求める。

人道状況

13. 悪化しつつある人道状況と戦闘により影響を受けた全ての地区への人道援助の安全且つ時宜を得た提供を確保できないことを憂慮する。

14. シリア当局が合意された人道対応計画を直ちにそして十分に実施するという、またシリア・アラブ共和国のあらゆる部分で援助を必要としている全ての住民への、とりわけ医療施設への人道要員の即時の、安全な、十分なそして妨げられない立ち入りを認めるという紛争の全ての当事者に対する、総会の呼びかけをくり返し表明し、そしてそれら当事者に対し、最も効果的な経路を通して人道援助の提供を促進するため国際連合および関連する人道機関と十分に協力することを求める。

¹¹ 国際連盟、条約集、vol. XCIV, No. 2138.

15. シリア当局が、最も効果的な経路を通過して、緊急優先事項として国境を越えた人道活動のための承認を与えることによるものを含む、困っている全ての人々への人道機関のアクセスを促進することを要求し、そしてシリア・アラブ共和国の全ての当事者に対し、人道対応計画を十分に履行するため、紛争ラインを横切ったものを含む、その支配下にある地区における援助の提供を促進することを奨励する。

16. 国際法に違反した、人道および医療要員に対するまた医療施設や車両に対するあらゆる攻撃および暴力の脅威並びに病院を含む医療用民間施設の軍事目的のための使用を強く非難し、そして適用可能な国際法に一致して、あらゆる医療施設に重火器を含む兵器がないことを求める。

17. 国際連合要員へのあらゆる攻撃、その勾留および暴力の脅威を非難し、そして全ての当事者に対し、これに関連して、国際連合活動の職務権限の遂行における活動を実行している国際連合および他の要員の人権、特権および免除を尊重することを求める。

18. 現行の暴力の結果としての難民および国内避難民の数が増えていること、それが適切な人道的必要性をシリア難民に提供する隣国の能力を損ね得ることに深刻な懸念を表明する。

19. 暴力の結果としてシリア・アラブ共和国の国境を越えて逃れてきた者を支援するため隣国および地域の諸国により為されてきた著しい取組に改めて感謝の意を表し、そして全ての国際連合機関、とりわけ国際連合難民高等弁務官事務所および他の資金供与者並びに人道関係者に対し、シリア難民およびその受け入れ諸国に対し緊急なそして調整された支援を提供することを促す。

20. 国際連合合同アピールのための誓約会議の 2013 年 1 月 30 日のクウェート政府による会議主催を歓迎する。

21. 国内避難民の人権に関する特別報告者に対し、事務局と協力して、安全およびその基本的権利並びに生活に関してシリア・アラブ共和国における国内避難民の非常に悲惨な状況について、90 日以内に、総会に文書による報告を提出することおよび援助と保護の必要性を満たすこと並びにこの避難に対する国際的対応の有効性を強化することを目的に勧告を提供することを要請する。

22. 国際社会に対し、シリア難民および影響を受けた共同体の人道的必要性が増えていることに対応することを難民受け入れ諸国に可能とするため同諸国に緊急の財政支援を提供すること、および責任分担の原則に従って、適切な手段と措置を通して難民問題に対処することを考慮することを促す。

23. 全ての資金供与国に対し、人道対応計画および地域難民対応計画の文脈において、国内で人道対応計画をより積極的に実施できるように国際連合および国際人道機構並びに受け入れ諸国に対し財政支援を速やかに提供することを促す。

24. 加盟国に対し、シリア国民に対しあらゆる支援を提供することを求め、また加盟国に対し、国際連合人道対応努力に対して貢献することを奨励する。

政治的移行

25. 国民がその帰属、民族性若しくは信念にかかわらず平等である、民主的な、多民族の政治制度への、信頼に足る、権限を与えられたそして相互に受諾可能なシリア当局およびシリア反体制派を代表する対話者の間の、重大な政治対話の開始を通じたものを含む、包括的なシリア人主導の政治的移行を求める総会の呼びかけをくり返し表明する。

26. 政治的移行に必要な効果的な代表的対話者としてドーハで2012年11月11日にシリア革命および反体制勢力国民連合の設立並びに2013年2月15日と23日および2013年4月20日付のそのコミュニケにおいて表明された、全ての国民が、ジェンダー、宗教若しくは民族性にかかわらず平等である市民の、民主的なそして多民族のシリア・アラブ共和国を導き出す政治的移行の原則に対するその公約を歓迎し、そしてシリア国民の合法的な代表としての同連合の広範な国際的承認、特にシリアの友人たちの第4回閣僚会合におけるもの、に留意する。

27. シリア・アラブ共和国における状況の政治的解決に向けたアラブ連盟の取組およびこれに関連したその関連諸決議をまた歓迎する。

28. シリアに対する国際連合およびアラブ連盟の合同特別代表の任務に対する総会の支持を再

確認し、そしてこれに関連して、全てのシリア当事者が 2012 年 6 月 30 日にシリア行動グループにより出された最終コミュニケ¹²において定められた、安定したまた静かな雰囲気の中で全ての者の安全を保障し、定められた時間枠に従って移行における明確且つ撤回できない措置を規定しそして軍事、治安および情報問題に関連するものを含む、大統領および政府の全ての機能が移転される十分な行政権限を備えた合意された暫定統治機関を設立するやり方での移行計画並びに包括的な国民対話を基礎とした憲法の再検討およびこの新しい憲法秩序の枠組内で開催される自由で公正な複数政党の選挙を迅速に実施するため特別代表事務所と協働することを要求する。

29. 事務総長に対し、シリア行動グループの最終コミュニケにおいて定められた移行計画の履行のための支援と援助を提供することを要請し、そして加盟国に対し、これに関連して積極的な外交支援を提供することを奨励する。

30. 事務総長が、国際的な金融機関、アラブ連盟を含む、関連する地域的および国際的な機構、他の関連する国際的關係者およびシリア代表と密接に調整して活動しつつ、シリア人主導の移行に対する支援と援助を提供する計画を始めそしてこれに関連して適切な資源が与えられることを要請する。

31. 事務総長に対し、本決議の履行について 30 日以内に報告することを要請する。

第 80 回本会合

2013 年 5 月 15 日

¹² A/66/865-S/2012/522、添付文書。